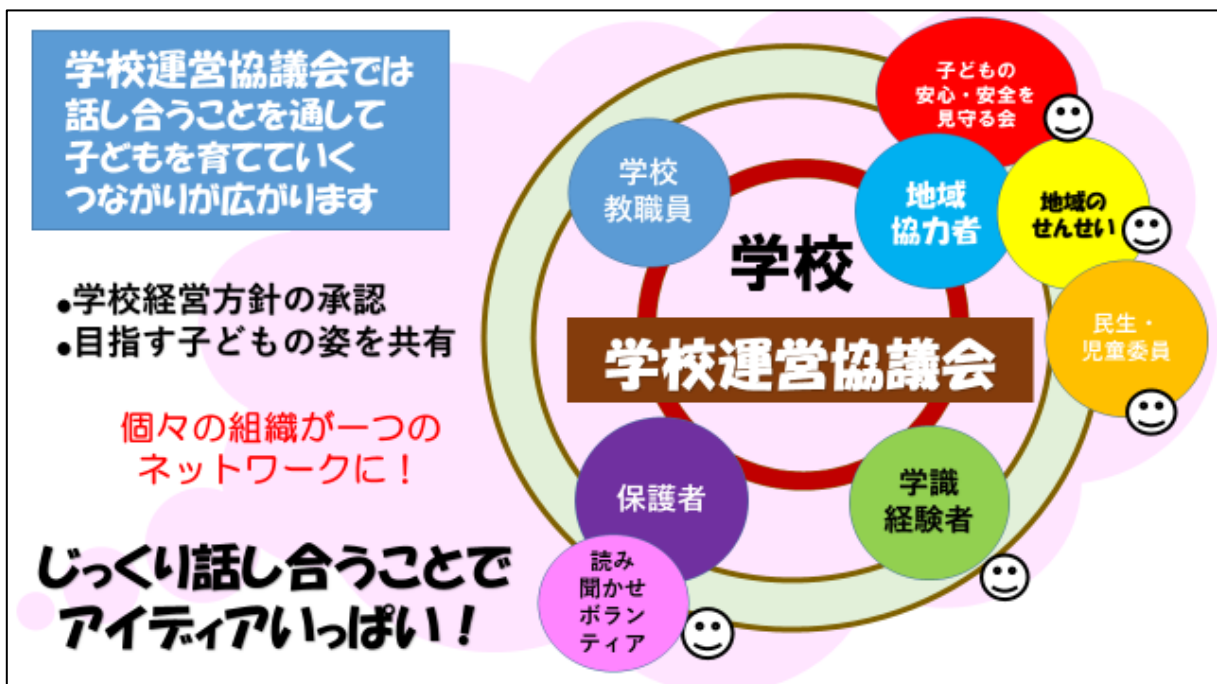
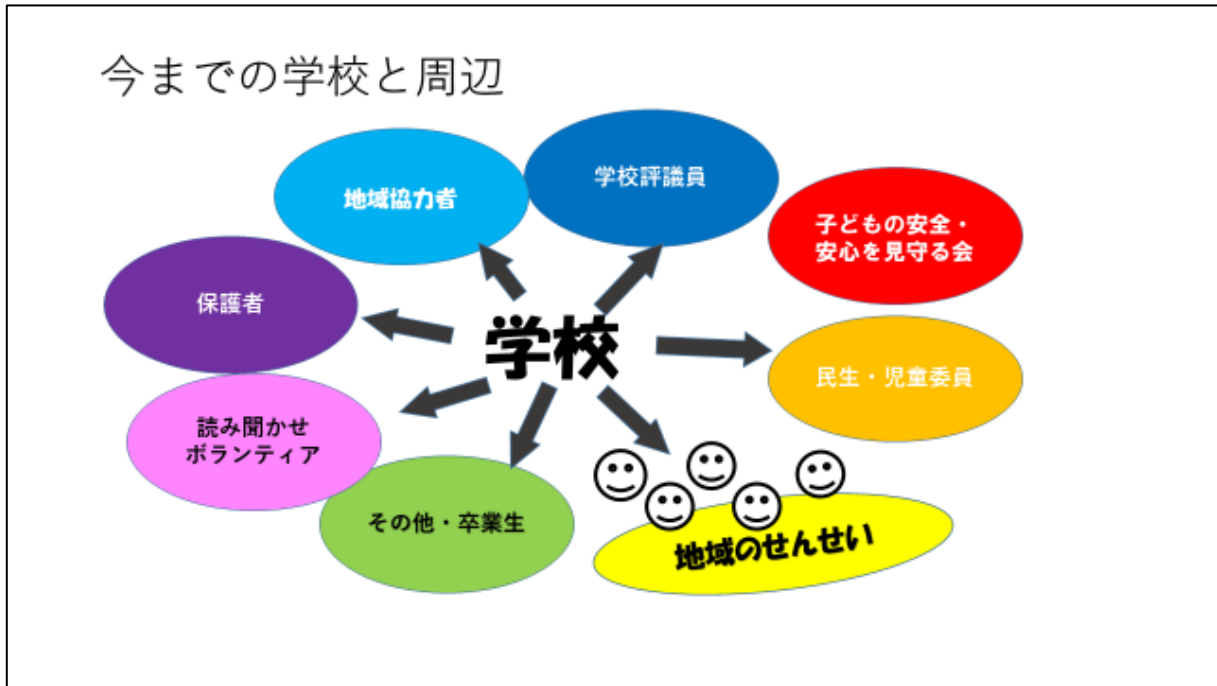


コミュニティ・スクール（学校運営協議会）について

1 コミュニティ・スクールとは

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みです。コミュニティ・スクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができます。



2 コミュニティ・スクールの法的根拠

(※別紙「コミュニティ・スクールに関する近年の国の動向・法改正」参照)

平成 27 年 12 月に取りまとめられた中央教育審議会答申「新しい時代の教育と地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」を踏まえ、学校運営協議会の設置の努力義務化やその役割の充実などを内容とする、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正が行われ、平成 29 年 4 月 1 日より施行されました。

3 コミュニティ・スクールの役割

法律（地教行法第 47 条の 5）に基づいて教育委員会が学校に設置する学校運営協議会には、主な役割として次の 3 つがあります。

- ・ 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する
- ・ 学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べるができる
- ・ 教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる

【寒川町では】

「学校全体に必要な支援とその手立てについて、学校・保護者・地域でじっくり協議し、子どものために具体につなげる。」

- ・ 学校運営の当事者として時には、辛口のコメントをするパートナーであり、「学校のミカタ」
- ・ 学校長の作成した基本的な経営方針等の承認を行う。
- ・ 運営協議会で協議し、学校に必要な支援や協力要請をコーディネートする（→実際は部会で）。
- ・ 主体となって活動する。
- ・ 個別の問題・事案（生徒指導など）には、直接関わらない。

4 コミュニティ・スクールの留意点

学校運営協議会を進めていく上で、教育活動の充実に向けて「熟議」を通して活動することが重要である。

「熟議」とは、学校と地域住民で「熟慮」と「議論」を重ねながら課題解決をめざす対話のことで、活発な議論により、的確に多くの人の意見を反映することができます。

- ①多くの当事者（保護者、教員、地域住民 等）が集まって
- ②課題について学習・熟慮し、討議することにより
- ③互いの立場や果たすべき役割への理解が深まるとともに
- ④解決策が洗練され
- ⑤個々人が納得して自分の役割をはたすようになる

※熟議のテーマ（例）

○子どもたちがどう育ってほしいか	○学力を向上させるには
○学校と地域と一緒にやれることは	○いじめを撲滅するには
○下校時の安全をどう確保するか	○地域に貢献できることは
○教育に地域の力をどう生かすか	○郷土学習で何を伝えるか
○学校と地域の合同運動会について	○メディアとのつきあい方
○あいさつ日本一の町を目指すために	

5 寒川町におけるコミュニティ・スクール

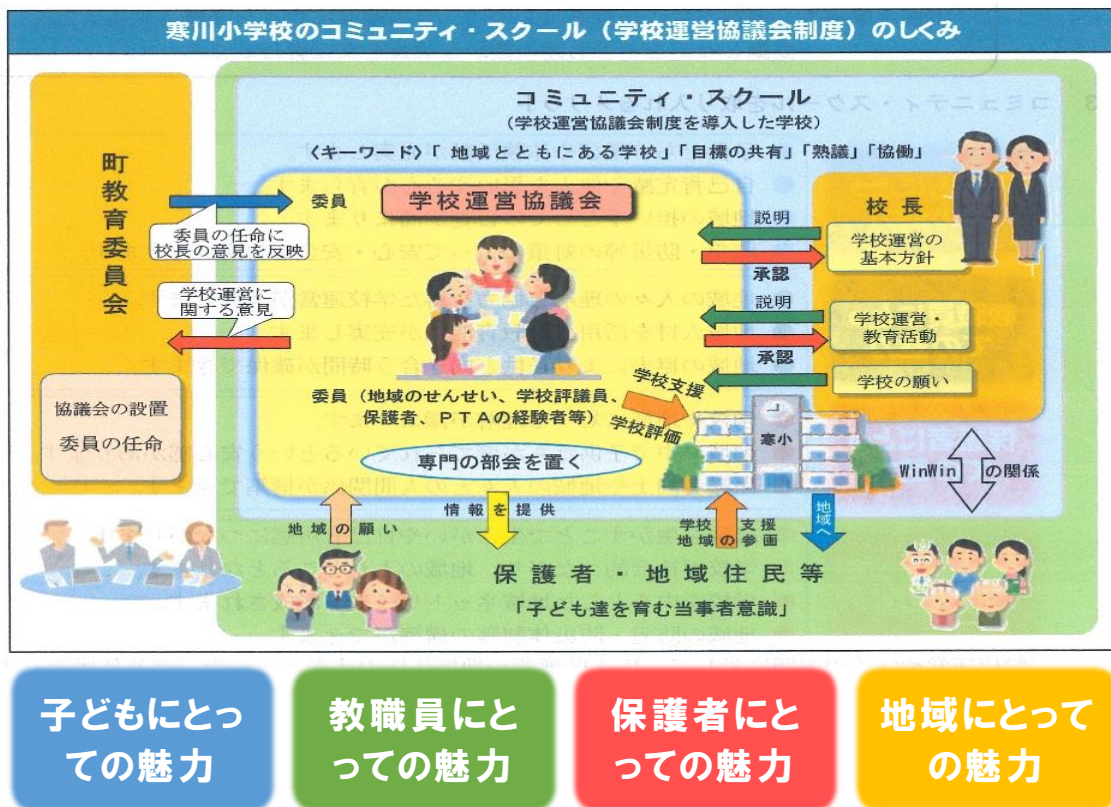
(1) 変遷

令和元年 5 月	学校運営協議会規則一部改正
令和元年 6 月	町立寒川小学校に学校運営協議会を設置 学校運営協議会に係る教職員研修会実施
令和元年 7 月	令和元年度 寒川小 学校運営協議会 第 1 回 「学校経営方針及び部会設置と今後の方向性について」
令和元年 9 月	令和元年度 寒川小 学校運営協議会 第 2 回 「学校からの報告、部会設置と今後の方向性、学校からの依頼事項について」
令和元年 10 月	令和元年度 寒川小 学校運営協議会 第 3 回 「各部会及び学校からの報告、寒川小 C S（コミュニティ・スクール）がめざすもの、学校評価、学校からの依頼事項について」
令和元年 12 月	令和元年度 寒川小 学校運営協議会 第 4 回 「授業参観、各部会及び学校からの報告、C S の情報発信・情報提供、学校評価、地域の教材・人材活用について」
令和 2 年 2 月	令和元年度 寒川小 学校運営協議会 第 5 回 「給食試食、各部会及び学校からの報告、学校関係者評価、C S の情報発信・情報提供について」

(2) 設置計画

令和元年度	寒川小学校において設置
令和 2 年度	新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、以降の計画を 1 年ずつ延期
令和 3 年度	小谷小学校、寒川東中学校において設置
令和 4 年度	旭小学校、南小学校、寒川中学校において設置予定
令和 5 年度	一之宮小学校、旭が丘中学校において設置予定 ※令和 5 年度に町立全小・中学校に設置完了予定

(3) コミュニティ・スクールのしくみ（例：寒川小学校）



(4) 期待される効果（※別紙「学校と地域がパートナーになることで」参照）
コミュニティ・スクールを取り入れると…

子ども	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学びや体験活動が充実し、自己肯定感が高まる。 ・ 地域への愛着や地域の担い手としての意識が強まる。 ・ 安心・安全な生活が送れる。
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の方の理解と協力を得た学校運営ができる。 ・ 地域の方の協力で教育活動が充実する。 ・ 子どもと向き合う時間が増える。
保護者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校や地域への理解が深まり、家庭との繋がりが強まる。 ・ 地域の中で子どもが育つ安心感につながる。 ・ 地域の方との人間関係が広がる。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自らの経験を社会に活かすことができる。 ・ 防犯・防災体制が充実する。 ・ 学校を中心としたネットワークの構築ができる。

(5) 取組内容（例：寒川小学校）



- ① 学習支援部会：地域のせんせいとして学習をサポート
 - ・ 4年生：パソコン授業の学習サポート
 - ・ 5年生：家庭科ミシンの学習支援
- ② 教育環境推進部会：校地内の緑化・美化・花いっぱい運動
 - ・ 「冬咲きのひまわり」の栽培園づくり（トラクターによる土壌改良）
- ③ 地域体験学習推進部会：町の産業・文化・自然を通して子どもたちの豊かな心と夢の育成
 - ・ 6年生：「鎌倉散策学習」グループ学習支援
- ④ セーフティー推進部会：安心・安全に向けた取組
 - ・ 登校支援の見守り

(6) これまでの成果

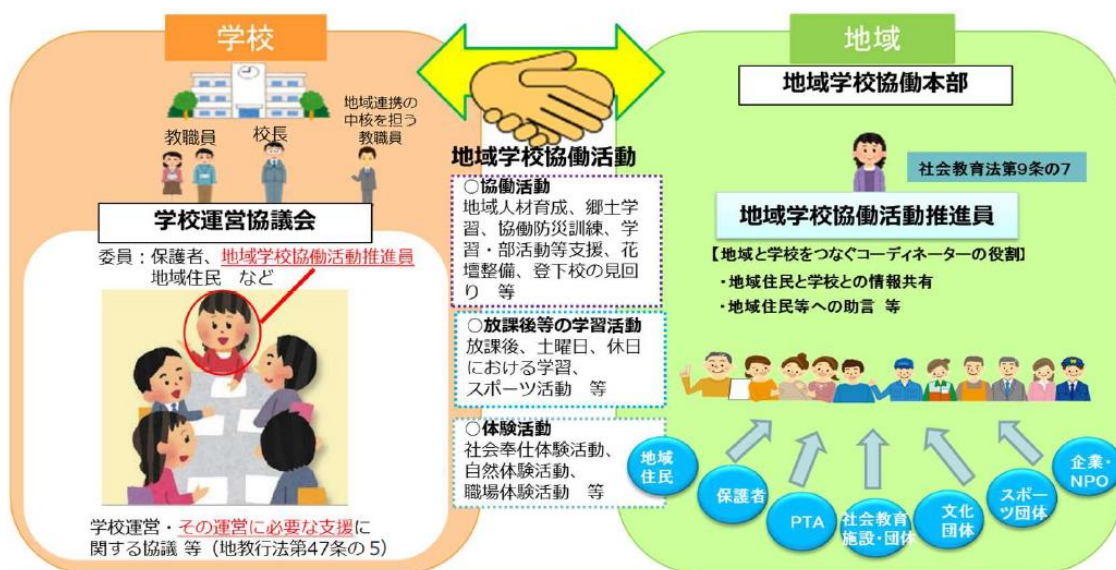
- ・ 学校協議会運営委員が当事者意識をもって学校運営に携わっている。
← 学校長から一人ひとりに委員としての役割、意味、めざす学校の姿について、共に学校運営をしていただけるよう話をすることや熟議を通して、委員の当事者意識が高まった。
- ・ これまでの学校の実情を見て、考え、熟議を通して学校の在り方や課題の解決について活動できている。
- ・ 新たな視点から次年度につなげるための課題を見出すことができた。
- ・ 地域からのお墨付きのような感覚をいただくことで、心強く学校運営を進めることができる。
- ・ 地域の方々の人的資源を生かしながら、学校の教育活動を充実させることができた。

(7) これまでの課題

- ・委員が現在コーディネーターの役割も担っている。
- ・それぞれの人的つながりの中で、地域の方々に活動に協力していただいているため、地域全体で学校を支援していくためには、人脈の広がり
が欠かせず、今後どのように広げていくか。
- ・学校運営協議会の活動に対する地域への周知がさらに必要である。

学校と地域の効果的な連携・協働と社会教育法の改正について

学校運営協議会の仕組みを生かして学校と地域の効果的な連携・協働を推進していくためには、より多くのより幅広い層の地域住民団体、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成する「**地域学校協働本部**」と**双方が機能することが重要**です。**地域学校協働活動推進員が学校運営協議会の委員になる**ことで、学校と地域が目標やビジョンをしっかりと共有した上で、効果的に地域学校協働活動を実施することが可能になるとともに、学校と地域が「**一体的**」に取り組む推進体制を構築することができます。



「地域とともにある学校づくり」に向けたコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

（コミュニティ・スクールのつくり方〔学校運営協議会設置の手引〕 文部科学省 令和2年）

コミュニティ・スクールに関する近年の国の動向・法改正

教育再生実行会議第6次提言(平成27年3月)

- ・未導入地域における取組の拡充
- ・地域と相互に連携・協働した活動を展開するための抜本的な方策
- ・コミュニティ・スクールの**仕組みの必置**の検討

コミュニティ・スクールの推進等に関する調査研究協力者会議(H26.6~H27.3)

- ・コミュニティ・スクールと学校支援地域本部等との一体的推進
- ・類似の制度・仕組みからコミュニティ・スクールへの移行の推進
- ・全国展開を図るための普及・啓発

中央教育審議会への諮問(H27.4.14)

中央教育審議会答申(平成27年12月)

以下の制度面・運用面の改善とあわせ、教育委員会に学校運営協議会の**設置の努力義務**を課すといった総合的な方策により、コミュニティ・スクールを推進することを提言

この答申を受け、平成29年3月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正が行われました。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正(平成29年3月)

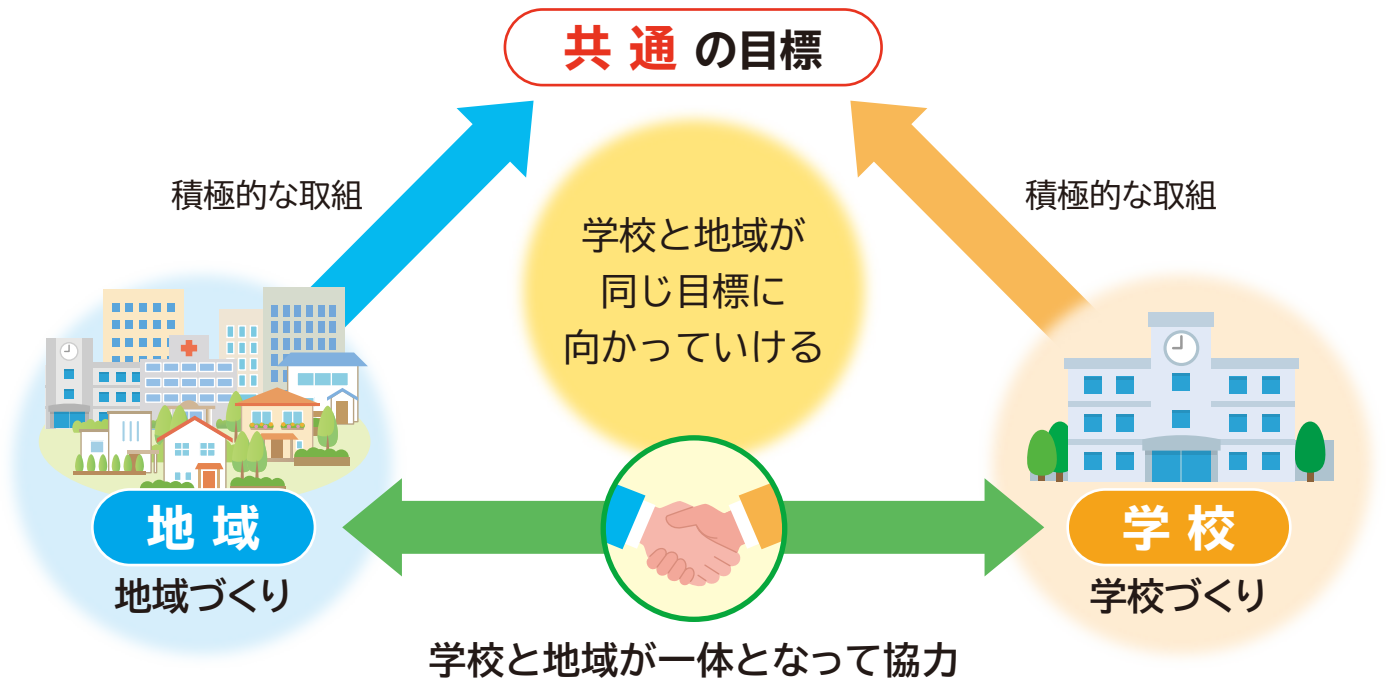
制度面の改善	改正前	改正内容
① 学校運営協議会の設置を努力義務化	・協議会は各教育委員会が任意に設置するものとなっていたが、さらなる設置の促進が必要	・各教育委員会に対して、 協議会の設置の努力義務を課す こととする(第1項関係)。
② 学校運営への必要な支援に関する協議の役割を追加、必要な委員を追加	・学校運営に関して協議し、意見を述べる役割のみ規定されていたが、地域住民等の支援・協力を得て学校運営を改善していく必要性が高まった。 ・委員は、 <u>地域住民や保護者一般</u> が規定されているのみ。	・協議会において、 学校運営への必要な支援 に関する協議も行うよう、役割を見直す。(第1項関係)とともに、協議会は、 協議の結果に関する情報を地域住民等に提供するよう努める こととする(第5項関係)。 ・地域学校協働活動推進員(※社教法に規定)等の 学校運営に資する活動を行う者を協議会の委員に加える こととする(第2項関係)。
③ 委員の任命に関する校長の意見申出を規定	・委員の任命について、校長の関与は特段規定がなかったが、 <u>校長とともに責任感を持って学校運営に参画できる人材</u> が必要	・委員の任命に当たり、 校長が意見申出 を行えることとし(第3項関係)、 校長がリーダーシップを発揮 できる仕組みとする。
④ 任用に関する意見の柔軟化	・教職員の任用に関する意見を任命権者に申し出ることができる他、 <u>特段の規定がない</u> ことで、抵抗感が強かった。	・どのような事項について 教職員の任用に関する意見の対象とするか、教育委員会規則で定める こととする(第7項関係)。
⑤ 複数校で一つの協議会を設置することを可能に	・学校ごとに協議会を設置することとされていたが、 <u>学校間の円滑な接続を図れるように</u> すること等が必要	・小中一貫教育など、二以上の学校に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合には、 二以上の学校について一の協議会を置くことができる こととする(第1項関係)。

附則

(学校運営協議会の在り方の検討)

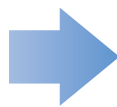
第五条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、第四条の規定による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の五の規定の施行の状況、学校教育を取り巻く状況の変化等を勘案し、学校運営協議会の活動の充実及び設置の促進を図る観点から、学校運営協議会の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

学校と地域がパートナーとなることで・・・



保護者・地域住民等も教育の当事者になることで、責任感をもち、積極的に子供の教育に携わるようになる。

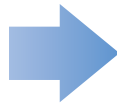
- 近所に元気のない様子の子供がいても、なかなか声をかけることができない
- 子供のマナーについて学校へ苦情の電話



- 積極的な声掛けや自ら指導する機会が増える
- 学校任せではなく、地域が学校とともに対策を考える

保護者・地域住民等が学校運営や教育活動へ参画することで、生きがいにつながり、子供たちの学びや体験が充実。

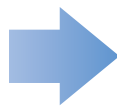
- 自分の経験を生かして学校や子供のサポートをしたいが、迷惑にならないか
- 地域の人と関わる機会が減ってきている
- 地域人材を活用した学習が単発で終わってしまう



- 地域の力を生かした学校運営や教育活動が実現する
- 学校を中心に地域がつながり、地域の活動が活発になる
- 地域の創意工夫や特性を生かすことで、学校での学びがより豊かで広がりを持つようになる

保護者・地域住民等と学校が“顔が見える”関係となり、保護者や地域住民等の理解と協力を得た学校運営が実現。

- 一方的な意見が数多く学校に寄せられる
- 学校が保護者や地域住民の様々な要望の対応に追われている



- 学校の現状や方針への理解が深まり、地域が学校の応援団になる
- 地域の協力により教職員が子供と向き合う時間が増える

その他にも・・・

学校と地域の協力体制が築かれることで、生徒指導、防犯、防災等の面でも課題解決に向けて効果が期待されます。